

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第4号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表(53)の項を次のように改める。

(53)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区整備計画区域」という。）
------	--

別表第1第1号の表に次のように加える。

(82)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画星陵台8丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「星陵台8丁目地区地区整備計画区域」という。）
(83)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画新港町西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「新港町西地区地区整備計画区域」という。）
(84)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画北鈴蘭台駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「北鈴蘭台駅西地区地区整備計画区域」という。）

別表第2第1号の表(53)の項中「兵庫貨物駅跡地地区再開発地区整備計画区域」を「兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区整備計画区域」に改め、同表に

次のように加える。

(82)	星陵台8丁目地区地区整備計画区域	低層住宅地区	建築物の用途の制限	法別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅で住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸を含むもの
		沿道住宅地区	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 法別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅で住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸を含むもの
			建築物の高さの最高限度	10メートル
(83)	新港町西地区地区整備計画区域	複合利用地区A	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる建築物(他の用途を併存し、又は併設するものを含む。)で、住戸又は住室の用途に供する部分を1階部分又は2階部分に設けるもの (2) 法別表第2(ホ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、次の(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とすること。 (1) 計画図表示の敷地境界線 1メートル (2) (1)以外の敷地境界線 3メートル
		複合利用地区B	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる建築物(他の用途を併存し、又は併設するものを含む。) (2) 法別表第2(ホ)項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(リ)項第2号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、次の(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とすること。 (1) 計画図表示の敷地境界線 1メートル (2) (1)以外の敷地境界線 3メートル
(84)	北鈴蘭台駅西地区地区整備計画区域	低層住宅地区	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 法別表第2(イ)項第3号及び第7号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
			建築物の高さの最高限度	10メートル
			壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とすること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合においては、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。 ア 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下であるもの

	中高層住宅地区	建築物の用途の制限	法別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(他の用途を併存し、又は併設するものを含む。)以外の建築物
	駅前地区	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(ニ)項第4号から第6号までに掲げる建築物 (2) 自動車修理工場
		建築物の容積率の最高限度	10分の30
		建築物の容積率の最低限度	10分の10
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6(法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、10分の7)
		建築物の建築面積の最低限度	1,000平方メートル
		壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1.5メートル以上とすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。